明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔政　令〕
○民法等の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令（二五一）　三
○輸出貿易管理令の一部を改正する政令（二五二）　三
○特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律施行令の一部を改正する政令（二五三）　一〇
○防衛力強化資金に関する政令（二五四）　一〇
○日本国の自衛隊とオーストラリア国防軍との間における相互のアクセス及び協力の円滑化に関する日本国とオーストラリアとの間の協定の実施に関する法律施行令（二五五）　一〇
○日本国の自衛隊とグレートブリテン及び北アイルランド連合王国の軍隊との間における相互のアクセス及び協力の円滑化に関する日本国とグレートブリテン及び北アイルランド連合王国との間の協定の実施に関する法律施行令（二五六）　一一
〔省　令〕
○防衛力強化資金事務取扱規則（財務五〇）　一三
○地方防衛局組織規則の一部を改正する省令（防衛一〇、一一）　一四
○日本国の自衛隊とオーストラリア国防軍との間における相互のアクセス及び協力の円滑化に関する日本国とオーストラリアとの間の協定の実施に関する法律第五章の規定による特殊海事損害に係る賠償の請求についての援助に関する省令（同一二）　一七
○日本国の自衛隊とグレートブリテン及び北アイルランド連合王国の軍隊との間における相互のアクセス及び協力の円滑化に関する日本国とグレートブリテン及び北アイルランド連合王国との間の協定の実施に関する法律第五章の規定による特殊海事損害に係る賠償の請求についての援助に関する省令（同一三）　一九
〔官庁報告〕
国家試験
令和五年度情報処理技術者試験合格者（経済産業省）　三
〔公　告〕
諸事項
裁判所
破産、免責、再生関係　四〇
特殊法人等
令和四年度国土交通省共済組合の決算、日本弁護士連合会裁決、令和四年度消防団員等公務災害補償等共済基金決算関係　九九
地方公共団体
行旅死亡人、押収物還付関係　一〇九
会社その他
会社決算公告　一一〇

本号で公布された法令のあらまし

◇民法等の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令（政令第二五一号）（法務省）

民法等の一部を改正する法律（令和三年法律第二四号）附則第一条第三号に掲げる規定の施行期日は、令和八年四月一日とすることとした。ただし、同法第二条中不動産登記法（平成一六年法律第一二三号）第一一九条の次に一条を加える改正規定及び同法第一二〇条第三項の改正規定の施行期日は、令和八年二月二日とすることとした。

◇輸出貿易管理令の一部を改正する政令（政令第二五二号）（経済産業省）

1　国際平和のための国際的な努力に我が国として寄与するため、ロシアを仕向地とする乗用自動車等の輸出について承認を要することとした。（第二条及び別表第二の三関係）

2　この政令の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例によることとした。（附則第二項関係）

3　この政令は、公布の日から起算して七日を経過した日から施行することとした。

◇特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律施行令の一部を改正する政令（政令第二五三号）（環境省）

1　特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律（平成一六年法律第七八号）第二条第一項の政令で定める特定外来生物として、ツヤハダゴマダラカミキリ及びサビイロクワカミキリを追加することとした。（別表第一関係）

2　この政令は、令和五年九月一日から施行することとした。

◇防衛力強化資金に関する政令（政令第二五四号）（財務省）

1　我が国の防衛力の抜本的な強化等のために必要な財源の確保に関する特別措置法の施行に伴い、防衛力強化資金の増減に関する計画表及び実績表の作成の時期等を定めることとした。（第一項及び第二項関係）

2　この政令は、公布の日から施行することとした。

◇日本国の自衛隊とオーストラリア国防軍との間における相互のアクセス及び協力の円滑化に関する日本国とオーストラリアとの間の協定の実施に関する法律施行令（政令第二五五号）（防衛省）

1　訴訟の援助の申請等

(一)　日本国の自衛隊とオーストラリア国防軍との間における相互のアクセス及び協力の円滑化に関する日本国とオーストラリアとの間の協定の実施に関する法律（以下「法」という。）第一七条第一項に規定する訴訟（以下「訴訟」という。）についての同項の規定による援助（以下「訴訟の援助」という。）を受けようとする者は、防衛大臣にその旨を申請しなければならないものとすることとした。

(二)　防衛大臣は、(一)による申請があったときは、2及び3に従い、訴訟の援助を行うものとすることとした。（第一条関係）

2

(一)　訴訟の援助の範囲

訴訟の援助のうち、訴訟に関する費用の立替えは、(1)から(3)までに掲げる費用についてそれぞれ防衛大臣が必要と認める限度において行うものとすることとした。

(1)　裁判所に納付すべき手数料その他の費用

(2)　弁護士又は弁護士法人に支払うべき報酬その他の費用

(3)　(1)及び(2)に掲げるもののほか、訴訟に関し必要な費用

(二)　防衛大臣は、(一)の(3)に掲げる費用の立替えを行おうとするときは、財務大臣に協議しなければならないものとすることとした。

(三)　訴訟の援助のうち、訴訟に関する費用の立替え以外のものは、(1)から(3)までに掲げる事項について行うものとすることとした。

(1)　立証資料その他の関係資料で防衛大臣が必要と認めるものを収集し、又は整備することとした。

(2)　弁護士又は弁護士法人を紹介し、又はあっせんすることとした。

(3)　(1)及び(2)に掲げるもののほか、訴訟に関し助言その他必要な援助を行うこととした。（第二条関係）